

特定非営利活動法人 日本シニアテニス連盟 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟という。ただし英文表記ではこれを Japan Senior Tennis Association (略称JSTA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府八尾市堤町1丁目16番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、高齢者に対して、テニスの大会やイベントの企画、開催及び運営支援に関する事業を行い、テニスの普及、振興を図り、もって「健康で長寿・親善と奉仕・世界平和」に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表に掲げる活動のうち、次の活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 国際協力の活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者テニスの大会やイベントの企画、開催及び運営支援に関わる事業
- ② 高齢者テニスの普及、振興を図る事業
- ③ 高齢者テニスを通じ、地域・国際理解、文化交流、国際親善を深める事業
- ④ 高齢者テニスに関する情報発信事業

(2) その他の事業

- ① 物品の販売事業

2 その他の事業から生じた利益は、法第5条の規定により、この法人が営む特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、代表会員をもって法上の社員とする。

- (1) 代表会員
この法人の目的に賛同して入会した個人をいう。
- (2) 一般会員
この法人が主催し提供する高齢者テニス大会や各種イベントに参加する個人。
- (3) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人、法人または団体で、運営や実際の活動への参加はしない。

(入会)

第7条 代表会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 一般会員は、本会が別に定めた一般会員入会規定を満たさなければならない。
- 3 会員として入会しようとするものは、その旨を記載した入会申込書を会長に提出するものとする。
- 4 会長は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
- 5 会長は、入会を認めないときは、理由を付した書面又は電子メールをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。

(休会及び復会)

第10条 会員は、会長が別に定める休会届を会長に提出して任意に休会することができる。
また、復会することができる。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員が、次の各号の一に該当する場合は退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき、または会員である法人または団体が消滅したとき
 - (2) 休会、退会の届出がなく、会費を1年以上滞納したとき

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において代表会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品はその理由を問わずこれを返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、1人以上を副会長とする。

(選任等)

第15条 理事は、総会において代表会員の中から選任する。

- 2 監事は総会において選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第16条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を履行できない場合には、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(任期等)

第17条 役員任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないと

きは、その任期を、任期の末日後、最初の社員総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

第 18 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会と臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、代表会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散、合併
- (3) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金、会費の額
- (7) 事務局の組織、運営
- (8) 借入金等義務の負担、権利放棄の決定
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め開催の請求をしたとき
- (2) 代表会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 監事が第 16 条第 5 項第 4 号の規定により招集したとき

(招集)

- 第 25 条** 総会は、会長が招集する。但し、前条第 2 項第 3 号の規定による場合は、監事が招集する。
- 2 会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 26 条** 総会の議長は会長とする。会長に不都合があるときは、その総会に出席した代表会員の中から会長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

- 第 27 条** 総会は、代表会員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 28 条** 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席代表会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。
- 2 総会の議決事項は、この定款で定めるもののほか、出席代表会員の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
 - 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する代表会員は、その議事の議決に加わることができない。

(表決権)

- 第 29 条** 各代表会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない代表会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、若しくは他の代表会員を代理人として表決を委任することができる。
 - 3 前項の規定により表決した代表会員は、前 2 条の規定の適用については、その代表会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第 30 条** 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 代表会員の現在数及び出席した代表会員の数（書面又は、電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その旨を明記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、その会議において出席した代表会員の中から選任された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面によって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長もしくは会長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第1項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数及び出席した理事の氏名（書面表決者については、その旨を明記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人 1 人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金と会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条(会計の原則)各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、次の各号に掲げる事業に区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
- (2) その他の事業

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及び予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

- 第45条** 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条** 第44条に規定する予算には、予算超過又は予算外の支出に充てるため、予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第47条** 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、会長は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条** 会長は毎事業年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書を作成し、監事の監査を得て、総会の承認を得なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第49条** この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(臨機の措置)

- 第50条** 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れ、その他新たな義務の負担、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

- 第51条** この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置く。
- 2 事務局の職員は理事会の議決を経て会長が任免する。
 - 3 総会の議決によるほか、事務局の日常的な運営に関しての必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備置き)

- 第52条** 主たる事務所には、次に掲げる書類を常に備えておかななければならない。
- (1) 3年度分の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書
 - (2) 社員名簿及び役員名簿
 - (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款の変更は、総会において代表会員総数の2分の1以上が出席し、その出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第54条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 代表会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、代表会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第55条 解散後の残余財産は、法第11条第3項の規定に掲げるもののうち、総会で議決した社会福祉法人又は学校法人に帰属させるものとする。

第10章 雑則

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報により行う。

(名誉会長)

第57条 この法人は必要があれば名誉会長を1名おくことができる。

- 2 名誉会長は理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は理事会、総会に出席し意見を述べることができる。
- 4 前3項に関する必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な事項は、定款で定めるほか、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

会 長	鈴木 義一
副会長	中出 章
理 事	白木 武男
同	藤澤 和子
監 事	村田 昭夫
3. この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 16 年 12 月 31 日までとする。
4. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
5. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 15 年 12 月 31 日までとする。
6. この法人の設立時の入会金は、第 8 条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

①正会員	入会金	5,000 円
②一般会員	入会金	5,000 円
7. 一般会員の入会規定は次に掲げる内容とする。

男性 60 歳以上、女性 50 歳以上のテニス愛好者

特定非営利活動法人日本シニアテニス連盟

理事 井川 宏 ㊟